

福岡藩における財政経済政策の展開（Ⅱ）：長政～ 継高時代における藩政の展開と改革

松下，志朗

<https://doi.org/10.15017/4474730>

出版情報：経済學研究. 41 (3), pp.1-25, 1976-02-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



経 済 学 研 究

第 41 卷 第 3 号

Sept. 1975

Vol. 41 No. 3

福岡藩における財政経済政策の展開（Ⅱ）

——長政～継高時代における藩政の展開と改革——

松 下 志 朗

はじめに

福岡藩ほどの大藩でありながら、その藩政史研究には見るべきものが少ないように思われる¹⁾。「黒田騒動」をはじめとして事件には事欠かない福岡藩々政について、物語としての興味はもつにしても藩政史研究の対象となり得なかったのは、それなりの理由があつてのことであろう。それは究極的には従来の近世史研究がもつ「近代主義的・専門家的な方法のもつ限界」²⁾に帰着するとしても、藩政史料の散秩性や福岡藩研究者の研究志向の問題性などに帰因するものであろう。勿論、小稿も「藩の社会体制・経済構造全般にかかわる体系的考察」には程遠いものであるが、ひとつの捨石として少しでも寄与するところがあれば望外の喜びである。

近世大名としての初代藩主長政

福岡藩政初期について、黒田長政の言動を、「戦国の余燼さめやらぬ頃」の個性的なもののみなし³⁾、また「後年の『土地と人民は將軍か

らの預り物』という諸大名の自意識とはほど遠いもの」⁴⁾として評価することが行なわれている。それは、それぞれ近世家訓の没個性や、初期幕府権力への独立的存在の指摘に利用された例外的事例としてのものであるが、しかしながら長政の言動を戦国武將的な側面においてのみ観ることは、やはり危険であろう。

例えば慶長17年後のものかと考えられる松平右衛門佐（第2代藩主忠之）宛の長政書状には左記のように綿々と近世大名としての心構えを説いているからである。

一只今之時代ハ、少うつけニても口跡さへよく休へハ、人かほめ申休間、口跡・たち振舞・物語休様子など被嗜休事、専一ニ休、不断心安所にてむさと仕休へハ、それかくせも成休て、公界にて物悔など忌れ、悪敷物も休間、其心得尤ニ休、^(長興)犬満、^(高政)万吉も不断其方側に置、衣を腰をすゑさせ置可被申休、手習も油断仕ましき由、可被申聞休、將又兩人之子供にも、^(淡)十面なと作り不申休様ニ、付居休者ニ可被申付候、^(ママ)ハ、くの時にくせ、をとなも成休てなをり不申物ニ休間、只今精を出し休へと可被申休、其方も^(林五助)五介与被似せ、ゆひをうこかし、又とななとすゝり被申休、此段急度嗜可被申休⁵⁾

このように「口跡さへよく申へ、人かほめ申申」として立居振舞に留意するよう注意を促している長政は、別の書状でも、手跡・文言の悪しきを咎め、客人の応待等に至る迄細々と心得を諭している。それは、「今へ行跡之吟味申、十年先ニハ弓矢之穿鑿迄申へる故、左様之吟味不苦申、只今ハ心之うつけたるハ、結局能キと見へ申申、行跡之穿鑿迄申間、其心得申而万事嗜可被申申、」という元和偃武の冷徹な時代認識であったと言えよう。また別の個所では、「如水のよき事をよせ被申儀ハ難成申へ、あしきをよせさる様ニ心持申事、」と、家中士が如水時代の不行儀に馴染んでいることを戒めてもいる。戦国時代の苦斗を如水とともに切り抜けてきた長政も、その晩年には近世大名と

して藩政の確立に腐心していたことは当然である。

なかでも長政にとって最大関心事のひとつは、幕藩制の中で黒田家の家格を高く設定することにあつたのではないかと考えられる。『明石任風覚書』⁶⁾によれば、「公儀ニ被対、深キ御思慮有之」30万石余の旧領地を50万石余に打ち出したという⁷⁾。それはまた家臣団の知行割ともからみ、筑前入国後に高禄の家臣を多数生み出すことともなつた。

第1表は、初代藩主長政代と第2代忠之代の「分限帳」⁸⁾により、その家臣団構成を比較したものである。それによると、長政代は4千石以上の高禄家臣が多数存在しており、忠之代の7千石一家(井上半兵衛)に比して、その比重が非常に大きい。このことは、筑前入国迄の恩功行賞が、入国後の石高打出しにより大幅になされたことを示唆する。長政の初期藩政は、それら高禄家臣団の連合政権における盟主的性格から、いかにして藩主の専政へ発展させるかに大きな課題があつたことを推測させるものがある。

第2表は、『長政公御代分限帳全』の末尾に記されている「豊后ニテ賜フ処諸記録ニ見ユル分」を表記して、慶長5年筑前入国後の判物高と比較したものであるが、先述したように筑前入国後の恩功行賞が大幅になされていることを知りうる。それについて、元和9年8月2日、家老中へ宛てた「御暇乞御書」⁹⁾の文言にも、長政の苦衷の一端を、たとえ外交辞礼的なものがあるとしても、うかがわせるものがある。

一其方共親・祖父已来、其身々々武功内外之事様ニ骨折申へとも、夫ほと志も不仕、小身ニて置申事心外ニ申、此後も末永く相続申而、安堵ニ而、右衛門佐ニ奉公可仕申、諸侍中夫ノ心さし取分て可申様無之、皆ともより々々此旨被申伝申

第1表 家臣団構成

	長政代	忠之代
15000石以上	2	
14000 "		
13000 "	2	
12000 "		
11000 "		
10000 "	3	
9000 "		
8000 "	1	
7000 "		1
6000 "	1	
5000 "	2	
4000 "	3	
3000 "	4	3
2000 "	16	12
1000 "	27	24
500 "	41	43
100 "	261	228
100石未満	1	4
虫損不明		5
計	364	320

註) 忠之代人数から社寺領分は除いた。
 史料: 『長政公御代分限帳全』(九州大学中央図書館蔵)
 『忠之公御代寛永分限帳』(福岡県文化会館蔵)

福岡藩における財政経済政策の展開（Ⅱ）

第2表 筑前入国前後の家禄高増減

家 臣 名	筑前入国以前		筑前入国以後	
	御 判 物 年	家 禄 高	家 禄 高	御 判 物 年
久野四兵衛重勝	天正16年	5,000石	6,000石	慶長6年
久野二郎太夫（同上弟）	文禄4年	100	600	〃 7年
野村太郎兵衛祐勝	天正16年	2,960	6,000	〃 6年
黒田惣右衛門直之	〃	4,556	12,000	不 明
櫛橋五郎助	文禄5年	165	800	〃
菅六之助正利	慶長3年	600	2,800	慶長20年
菅与八郎（同上弟）	天正16年	180	〈断	絶〉
吉田六郎太夫長利	不 明	1,782	(2,000)	慶長7年
小河三河良利	〃	1,370	(1,570)	不 明
尾江弥蔵	〃	300	不 明	〃
喜多村六兵衛清則	〃	1,000	1,600	〃
井上九郎右衛門之房	〃	6,000	17,000	〃
四宮市兵衛正成	〃	200	500	慶長10年
黒田六郎右衛門統種	〃	3,000	3,300	〃 6年
吉田喜三右衛門重生	〃	1,500	不 明	不 明
岸本五郎兵衛久徳	〃	500	600	〃
黒田三左衛門一成	〃	4,488	13,000	慶長7年
黒田次郎兵衛正好	天正16年	2,845	不 明	不 明

このような家臣に対する配慮は、既に筑前入国直後になされたらしく、慶長6年正月「長政公御家族及功臣等、食禄を増加へ給ふ、凡千石、充る者、百余人也、」¹⁰⁾としているが、人数の当否は別にして、その出自も判然としない程の階層から近世大名へ成長した黒田氏にとって、播磨時代以降の重臣は、むしろ盟友としての性格をもっていたのであろう。たとえば、後藤又兵衛基次は、六段城の一つ、小隈城々主として1万6千石の高禄を食んでいたが、慶長11年筑前を出奔したという。その間の経緯については、慶長19年大坂冬の陣に際して、本多佐渡守正信（加判）へ宛てた長政書状「後藤又兵衛儀ニ付、申上条之事」¹¹⁾によると、次のように述べている。

（前略）身上段、取立、家老同前ニ召仕、領知等も長置ニ申付、其上豊前境目小隈と申城を預ケ置申候、然他他家方、書状を取易、別而豊前へ申通由、慥手届候条、重而ケ様之儀可致停止之由申渡、誓紙

を取置申候、其後又豊前と申通由承候、此段洩聞を迷惑存候哉、又羽柴三左衛門殿内証御懇意ニ候得ル由申候、左様之儀ヲ頼存候哉、何たる申分も無之ニ、慶長十一年ニ罷過申候事、

幼時、謀叛人の一族ということで追放されていた又兵衛を呼び戻して、次第に家老同然にまで引き立ててきた長政にとって、又兵衛の出奔は、家臣団統制の難かしさをあらためて認識させられたことであろう。

貝原篤信の物語として記録されているところ¹²⁾によれば、長政は平日異見会として毎月一度御本丸釈迦の間で夜話を催したが、その会合者は、家老や「思案も有て談合の相手よき者」、「又主君の為を取分おもふ者」五、七人であり、その場では心底を余さず述べることにしていたという。そして異見会での話題は、「長政公御身の上の悪敷事、諸士へ仕懸給ふ処、国中御仕置の道理よ遠ひたる事」や、「或ハあやまり有て、出仕をやめられ、又ハ扶助を離し

第3表 家臣知行の減封・除封

長政時代		氏名	忠之時代	処分内容
筑前入国後知行高	知行高			
○黒崎城主	16,000~20,000石	井上周防之房	<ul style="list-style-type: none"> — 淡路(旗本5000石) — 右近(早世) — 半右衛門(分知13,000石・職分) — 半兵衛(" 7,000石・中老) — 忠三郎 — 六太夫(朝鮮役にて行方不明) — 一女=明石市郎右衛門(2000石分知) — 左近(家督) — 大膳(15,000石・家老職) <li style="padding-left: 20px;">〔慶長11年出奔〕 — 喜太郎(栗山大膳の聲) — 忠兵衛〔長政代,密通により切腹〕 — 弥太夫(500石) — 梶原)市郎兵衛(100石) — 伯耆政成(14,000石) — 兵庫政一(4000石) <li style="padding-left: 20px;">(忠之代采地上表) — 吉右衛門(2000石) — 修理(早世・断絶) — 市兵衛(4,000石) — 市十郎(4000石) — 市兵衛(3000石) <li style="padding-left: 20px;">— 間嶋諸左衛門 <li style="padding-left: 20px;">— " 十郎太夫(1000石) — 長門(7000石)〔家頼の奴に殺害され断絶〕 — 惣右衛門(1000石) — 兵助 — 九左衛門 — 三太夫(忠之近習) — 長右衛門 — 七之助(100石直方勤) — 八左衛門 — 左兵衛(忠之代2500石減知) — 佐左衛門(300石) <li style="padding-left: 20px;">— 左助(200石) — 清左衛門(2500石) — 貞右衛門 	<p>忠之より暇 無嗣子断絶 忠之の勤氣にふれ上方へ欠落</p> <p>狂死断絶 寛永15年浪人,大坂へ立退 寛永9年豊後へ退去</p> <p>立退</p> <p>忠之代400石上知 }故あって共に知行没収</p> <p>知行没収</p>
○鷹取城主	18,000石	毛利但馬友信		
○左右良城主	15,000石	栗山備後利安		
○小隈城主	16,000石	後藤又兵衛基次		
○松尾城主	3,300石	黒田六郎右衛門統種		
○若松城主	3,600石	三宅若狭家義		
○筋目(白国姓)	10,000石	黒田兵庫利高		
(沢刃姓)				
○筋目(間島姓)	12,000石	黒田修理利則		
(" 分家)				
○筋目(由良姓)	12,000石	黒田図書助直之		
○	<2000石>	村田出羽吉次		
○	2500~3000石	野口左助一成		
○	3000石	竹森石見次貞		

○	2000石	原弥左衛門種良	<ul style="list-style-type: none"> —吉藏— —吉三郎(討死) —弥左衛門(1500石) —孫三郎(500石) 	御改易	忠之の勤氣にふれ知行没収・立退
○	1570石 2000石 2000~2500石	小河三河 曾我部五右衛門 加藤図書吉成	<ul style="list-style-type: none"> —久太夫— —權之助 —勤左衛門— —權太夫 —德藏(後藤又兵衛賢) —主殿(1500石) —弥左衛門(750石) —弥三之丞(1000石) —助左衛門(500石) —小兵衛(2000石) —内匠重則(1000石→6000石) —四兵衛(200石) —安兵衛 —左吉(1000石) —佐吉(700石) —權之進(700石) —五左衛門(300石) —黒田八助(忠之兒小姓, 殺害さる) —黒田大助(2000石) —岸十市郎(600石) —左馬右衛門(1000石) —五郎太夫 —源兵衛(6000石) —甚太夫(3900石) 	忠之の勤氣にふれ知行没収 逐電 半知行没収	
(職分)	2000石 1200石 700石 <1000石> 2600石	飯尾甚太夫安延 小林甚右衛門 団將監 花房又左衛門 尾上与右衛門武信		忠之の勤氣にふれ知行召放 " " " "	浪人 " " "
	1200石 ? 1000石	四宮市兵衛 大野久太夫氏重 木付太左衛門		暇, 牢人 乱氣, 自殺 忠之代知行没収 井上半右衛門浪人に伴い牢人 暇, 上方へ浪人, 自殺	

註) ○印は「黒田二十五騎」, < > の石高は「長政公御代分限帳」により補充。
史料: 『増益家臣伝』

給ひし者の詔言、其外何事も常の時申かたき事、」であって、そこでは家臣の処遇に関することが、主要なものであった。

また、後世「黒田長政遺言」を偽作する際、下敷きとして利用されたのではないかと考えられる「万心持遺言之帳扣」,「御遺書草案之裏ニ記有之条ヲ写」¹³⁾のうち、ことに前者は、城番の人質、家中縁組、旧臣の跡目相続、知行遣の件等についてこと細かに記述して興味をそそられるが、家臣の知行については、次のように述べている。

一其方儀、卅歳ニ成ル迄ハ、古参之者ニ知行遣被申間敷也、自然依怙之儀有之ナト述懐仕者トヘハ、家中猥敷成ルニ悪敷也間、可有其心得也、勘解由・官兵衛ニ相渡ル者ノ知行明也分、三万式千六百石有之也、是ニテ新参之者を抱置可被申也、式千石取を頭ニ仕、五百石取を下ニ仕、可被抱也、右之明地蔵納ニ被仕間敷事、

勘解由(秋月藩初代藩主長興)・官兵衛(東蓮寺藩初代藩主高政)分知に際して、付置した家臣の知行分 32,600石¹⁴⁾を財源として、新規召抱えは2000石～500石に限るよう、忠之に遺言したのである。

このような家臣団統制に関する長政の遺言は、元和9年7月27日「家中奉公人之内放扶持帳」¹⁵⁾にもあり、手塚孫太夫・馬杵平三郎・荒木清兵衛・坂本角右衛門を召放つとともに、大野小八郎・黒田伯耆守・左郷六左衛門・山国勘兵衛等についての処罰を命じており、例えば黒田伯耆守隠居分の知行は取り上げ、山国勘兵衛は穿鑿を遂げた上で成敗することとしている。

以上、検討してきた初代藩主長政の家臣団統制策は、第2代藩主忠之時代に比べてまだその質量ともに隠やかなものであったが、その晩年に藩主専制権力の確立を志向していたことは明らかであろう。その政策を過激な形で遂行した

のが、忠之である。

第2代藩主忠之の家臣団統制

まず『増益家臣伝』¹⁶⁾の記述を整理して、忠之代に処罰された家臣を表示すると、第3表のようになる。

通覧して、まず第1に指摘できることは、福岡藩成立期に長政の盟友として厚遇された六端城の城主6人全てが、何らかの理由でその知行を没収され、没落していることであろう。第2に、長政の叔父、即ち長政の父孝高(如水)の弟達を始祖とする筋目の家が、悉く減封・召放の対象となっていることである。それらは第4代藩主綱政代に、黒田姓の使用を許されることとなるが、しかしその礼順も中老次席であり、藩政の上での発言力も極度に低められたものであった。さらに、第3に、「黒田二十五騎」¹⁷⁾としてその由緒を誇る家柄のうち、半数の13家が処分の対象となっていることである。第4には、700石の一例を除いて、あとは1,000石以上の大身者が多いことであろう。

以上第3表からうかがえる忠之代の家臣団統制策は、「筋目」の御一門をも含めて、戦国時代より辛酸を共にしてきた高禄武将の処分に力点が置かれていたと言える。長政代よりの懸案であった藩主専制権力の伸張のためには、栗山大膳事件に象徴されるような、必ずしも藩主をものもしない家臣団との斗争をくぐらなければならなかった¹⁸⁾。栗山大膳事件については一切記述を省略するが、寛永10年3月15日「大膳が訴し趣非扱なるをもて。忠之を御ゆるしある旨御直に仰ふくめらる。」とあって、翌16日には本領を安堵された旨記されているが、將軍の勘気はなかなかとけず、5月8日に至り「松平右衛門佐忠之御勘気ゆりて。はじめて拝謁し奉

る。」ことを得たのであった¹⁹⁾。この事件による「忠之暗弱にして。家臣等専恣」という幕閣の判断は、成瀬隼人・安藤帯刀連署の忠之宛書状²⁰⁾となり、福岡藩政を規制するに至った。その覚書は19カ条より成るものであるが、そのうち12カ条は藩政上の取扱いについて、人事・知行・行政企画等重要事項の全般にわたり「年寄共と御双談之上」で決定するように命じており、家老職の合議体制を強化し、藩主の独断専行を制度的に規制して、その後の福岡藩政の展開に大きな影響を与えたと考えられる。

忠之は、すでに寛永2年鳳凰丸事件を惹起し、当時城番であった保科弾正忠正貞（忠之の母舅）の取りなしによってその罪を逃れたことがあり²¹⁾、また寛永5年には支藩秋月藩附家老、堀平右衛門定則が小々姓以下多数を引きつれて筑前を退散するという事件²²⁾もあり、藩主としての面目を失なうことも少くなかった。そのような権威の失墜からの回復策は、ひとつは第3表にみられるような苛酷な家臣処罰となって現われ、ひとつは公儀へ忠誠を示すことでなされたと考えられる。

栗山大膳一件落着後、寛永12年には幕命を受けて、江戸赤坂門の石壁構築に精勤し、寛永15年には島原の乱に出陣して拔駈けの功名を焦ったため多くの家臣を失ない、寛永18年には初めて長崎警備を美々しく勤めるなど、その活躍ぶりは際立ったが、他方藩財政の窮乏も漸やく露呈しはじめてきた。「忠之晩年に至て、公私の費用打つゝき、財用甚不足」²³⁾という事態に陥ち入ったのである。

第3代藩主光之の藩政と継嗣問題

光之は襲封早々から漸やく顕在化しはじめた藩財政の窮乏に直面しなければならなかった。

すでに忠之の晩年、承応元年・同2年には、家臣の俸禄の内10分の1を上知して藩財政の不足を補ってきたが、光之は承応3年まずその上米令を免除し、明暦元年には役夫等の減免を申渡すなど救恤策より出発せざるを得なかった。ことに明暦元年の場合旱魃による田高の損害が7万5千石余に及んだためといい、翌2年3月に再度の儉約令をみているほどであった²⁴⁾。さらに寛文8年には、その儉約令も微細にわたってその制限を強化しており、その後も寛文12年・延宝4年と光之代において6度も儉約令が発布されていて、他の藩主に比べて圧倒的にその数が多い。

これらの藩財政・給人財政の危機意識は、他方で近世大名としての領国内の一元的支配政策を推進せしめることとなる。延宝元年2月、光之は従来の「采地所務」を廃して、給知所務を平均新升三ツ五歩としたが、それは「御免方より給知も御蔵入同然」となすことで、年貢徴収権のみならず地方知行権の形骸化をもたらすものであった²⁵⁾。光之より家老に宛られた直書によると「然者簡略之儀、并国中物成並に申付候儀、（大老酒井忠清）（老中久世広之）雅楽頭殿・大和守殿え申達候処、可然旨被仰付候付、其通に相極候、」とあって、幕閣の諒解のもとに積極的に進められている。しかも「殿様御不自由を御勘忍被遊候、是以御家中御救と被思召上候、」という仁政意識に裏打ちされながら、「此後何も能々合点を以、勝手相続候様仕候儀、御奉公にて候事、」と、給人財政の破綻なきことが「御奉公」であるという認識を明瞭に示していた。

光之の藩政展開の今ひとつの局面は、側近政治の推進である。第4表は、史料の制約はあるが一応長政代以降継高代迄の家老の変遷を表示したものである。藩政を担当する家老は職分と

も言い、常時5、6名により構成されたが、第4表をみると、光之の初政においてはいずれも「播磨ヨリ御奉公申上衆ノ子孫」か「筑前ニ而長政公江被召出ル衆子孫」の譜代衆が専ら就任している。その中で、光之に登用されてはじめて家老職についたのが鎌田八左衛門昌勝であった。鎌田昌勝は、元来小堀遠江守の小扈従であって、忠之の給仕に坐したとき乞われて筑前へ来り、初めは300石の地を賜わり、その後島原の陣で勝れた働きをみせて段々加増されたが、光之代に至り家老職に列せられ、その子九郎兵衛昌信、その孫八左衛門昌生と家老職を継いでいる。

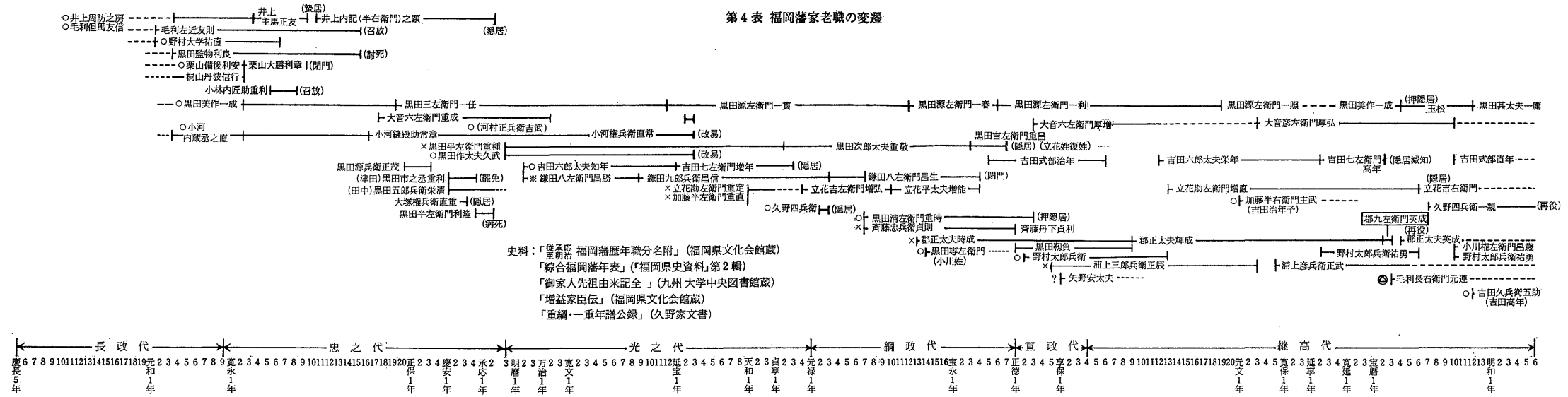
また黒田平左衛門重種の祖先三河は、立花氏柳川藩の解体後、黒田長政を頼り筑前に入り来ったものの仕官はせず、その子弥兵衛が島原の陣で討死したあと、その功により弥兵衛の子、平左衛門・勘左衛門が忠之により加増され、遂には平左衛門に黒田姓が許され、立花勘左衛門は御納戸頭で財政を管掌した後、天和元年家老職に列せられるに至ったのである²⁶⁾。

以上の鎌田昌勝・黒田重種は、いずれも忠之代よりの新参者であることで共通しており、その点で光之の側近として、他の譜代家老とは異なった役割を荷わされていたのではないかと推測される。先述の延宝元年発布の平均物成所務令は、その宛名を黒田源左衛門・小河権兵衛・黒田又左衛門・吉田六郎太夫として、江戸より下したものであるが、それに鎌田昌勝・黒田重種の名がないことは、在江戸家老として光之の諮問に依っていたことを示唆するものであろう。忠之の晩年以来顕著になってきた藩財政の窮乏に対処するためには、財務に明るい家老が必要とされてくる時代の要請によるものであろう。

度々の儉約令にもかかわらず、延宝期に入ると財政難は進行し、また農村の疲弊も漸やく深刻化した。たとえば、延宝元年5月の度々の洪水は翌年迄続き、延宝2年には「国中の秋現米貳万四千二百六十石余を減す」状態に陥り、翌3年にはその対策として大坂に銀借をなし、年貢の5厘減免を達せざるを得なかった。延宝4年には疾疫が流行し、同6年には家中士の困窮が甚だしく²⁷⁾、光之はそれを憂えて京都に借銀し、利足不足分を藩庫より支出するなどの措置をとったという。天和3年には「延宝の末、米穀みのらすして国用不足なる上、去々年の春にかけて、民間救恤の為に、米銀多く准発せられ、且近年やむ事を得ざる費用多く、京都の借物大分に成し故、今年より甚儉約を行ひ給」わざるを得なかったが、それでも家臣団の窮迫ぶりはいかんともなしがたく、8月2日藩よりの家中士拝借を残らず棄捐し、藩役所への証書類をも全て返戻したのである。

このような光之の「仁政」意識²⁸⁾に基づく藩政は、後述する継嗣問題にみられるようなりゴリズムと一体となって、いわゆる「文治政治」²⁹⁾を現出せしめたものであった。その際光之の側近にあって、黒田重種・鎌田九郎兵衛昌信が大きな影響力をもったことは十分にうかがえるところである。ことに前者の場合妾腹の長兄、立花長左衛門重直は、大組頭1,500石を賜わり、黒田重種の第2子五郎左衛門(実山)は、光之の側用人として3,000石の禄を食み、重種(初重定)の弟、立花勘左衛門増弘は6,300石の高禄でもって天和元年には家老に列せられ、また黒田重種自身は10,500石の高禄で処遇されるなど、ここに立花氏一門の繁栄は極わまった感さえあった。その立花氏庇護のもとにあった貝原益軒の『諫言録』³⁰⁾は、それだけに時代の様相を卒

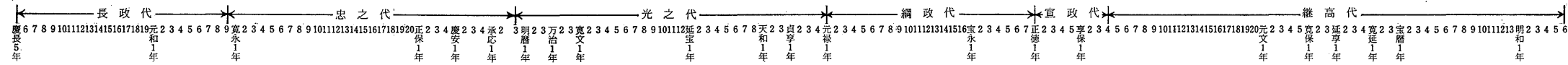
第4表 福岡藩家老職の変遷



史料：「從承彦 福岡藩歴年職分名附」(福岡県文化会館蔵)
 「綜合福岡藩年表」(『福岡県史資料』第2輯)
 「御家人先祖由来記全」(九州大学中央図書館蔵)
 「増益家臣伝」(福岡県文化会館蔵)
 「重綱一重年譜公録」(久野家文書)

〔備考〕——家老職在任期間
 -----不明の場合

〔由緒〕
 ○ 播磨ヨリ御奉公申上衆ノ子孫
 △ 豊前ニ而長政公被召仕衆子孫
 × 筑前ニ而長政公被召仕衆子孫
 ? 志之公ヨリ御奉公申上候衆子孫不明



直に反映しているとしてよからう。

まず延宝7年8月6日「立花勘左衛門殿江送書」では、国用不足は幕府への精勤と家臣への仁慈、年貢の軽減等の仁政によるものであって結構なこととした上で、次のように献策している。第1に上げ米は家臣へ動揺を与えることが大きいので、財政上必要であればその公平さを保つこと、また百姓・町人よりの運上銀徴収は止めるべきこと、第2に国用不足に対する長期計画が立てられるべきであり、収支均衡を考慮しない場あたりの「仁政」は効果の薄いこと、第3に「札遣」（藩札発行）は運用次第によって国用・民用共に大きな利益をもたらすこと、第4に百姓に対する公役の賦課の軽減や「小物成三色」（種籾利米・三合夫米・二合夫米）を免ずることなど、第5に諸役人の退嬰的な勤めぶりへの非難などである³⁰⁾。

翌延宝8年3月4日「黒田重種江送書」は、立花勘左衛門（御納戸頭）への具体的な財政上の献策と異なり、専ら家老重種の藩政担当者としての心構えについて呵責なき批判を加えており、その藩政に私心があり、従諛を好み、朝令暮改の事多く、世間の誹謗が甚しいから「虚心順理の御工夫」が必要であると説いている。

元禄3年5月朔日には「（家老上座）黒田一貫江送書」をあらわしているが、それは政治的諦念によるものか、儒学上の理念を説くのみであったが、しかし、以上の光之代における益軒の献策は、光之の藩政の展開に文治主義的な彩りを与え、その側近者立花氏一門等の栄耀を増しこそすれ、藩政の方向を変える性質のものではなかった。

ところで、このような華やかな藩政の展開の裡で、第4代藩主としての継嗣をめぐる問題が生じた。光之の後嗣としてすでに將軍家綱に拝謁をも済せていた綱之が、延宝3年「有病塾居

福岡城内」となり、同5年2月13日には家督を廃されて、当時直方藩主であった第二子の綱政をもってかえたのである³¹⁾。

その際、光之が綱之付家老小河権兵衛直常・黒田又左衛門久武（明暦2年迄は作太夫）を糾明した13カ条御条³²⁾を要約すると、次の通りである。

- (1) 延宝元年綱之の帰国を命じたのは、前年綱之の無作法の事があり、（酒井忠清）（酒井忠孝）雅楽頭・河内頭・大和守・日向守・山城守等に相談した上決定したこと。
- (2) 小河権兵衛は光之の存念により登用し、その勤めぶりもよいので綱之付家老としたこと。
- (3) 黒田又左衛門も小河同様、光之の考えを周知しているので綱之付家老としたこと。
- (4) それにもかかわらず綱之の所業が改まらず、誓紙を入れた禁酒も度々破り、その上松平求馬・安部主膳を招き酒宴を催したことは言語道断であること。
- (5) 綱之のみならず、付家老達迄も自分の慰みに酒宴を開くことは、光之の詞を無視したものであること。
- (6) 上野花見として綱之に同行し、町人の振舞をうけ、乱酒に及んだこと。
- (7) 光之参勤前に屋敷で乱酒に及んだこと。
- (8) 長屋へ綱之をよび、末々の者迄も袴を脱ぎ乱酔に及んだこと。
- (9) 忠之時代よりの国風を破り、酒宴遊興に猥りなる風俗を致したこと。
- (10) 綱之の所行については、国元や河内守へ報告すべきところ、綱之の「作法一段能く」と何事も連絡しなかったこと。
- (11) 雅楽頭・河内守・大和守・山城守・日向守へ、綱之に対する意見を依頼していないこ

と。

(12) 秋月藩主黒田^(長重)甲斐守も酒宴に加えて風俗を乱したこと。

(13) 去夏(延宝2年), 雅楽頭・河内守への, 黒田又左衛門の口上が「筑前作法も能^レ侍」と偽わったこと。

以上13カ条の尋問は, 延宝3年3月25日, 吉田久太夫他4人を使者としてなされたものであるが, それに対して小河権兵衛は次のように陳述している。

第1・2・3条については, 君恩を少しも忘却しているのではないので, 申し上げることはないとしている。

第4条については, 光之の厳格な要求にはこたえられないまでも, 以前にくらべて綱之の行跡が改まったこと, また綱之が諸方へ出かけて「御勤, 御見廻」する場合は, それ以前に黒田又左衛門・大音六左衛門・小河権兵衛らに相談があり, 時によっては河内守へも内談している程であることなどを述べ, それらについては立花長左衛門・明石四郎兵衛を通じて国元へも注進していると記している。

綱之の飲酒については黒田又左衛門と相談の上で, 「外向^ニてハ猶以成程堅く」禁酒するため寝酒を少量すすめているが, そのことは河内守他にも諒解を得た上でのことだとしている。

また黒田又左衛門・小河権兵衛が付家老とされた際の光之への誓紙はお断わりしたのであるが, 黒田平左衛門のとりなしで仕方なく押判した^(重種)こと, 光之もその際「段^三小和らかに申上^レ得」との仰せであり, 綱之への意見は折をみて少しずつ油断なく申し上げていると陳弁している。その他, 松平求馬・安部主膳を招いて酒宴を設けたことはないこと, 雅楽頭はじめ河内・大和・山城・日向守等へ欠礼してはいないこ

と, 城中における綱之の態度は「早き御生れ付故, ちと軽く御見江被為成^レ侍」ところがあるが, 特別意見を申し上げるほどのことではないとしている。

結局綱之について問題とするほどのことはないとして, 次のように光之のリゴリズムを暗に非難さえしている。

光之様御意を少も御背き被成間敷との御覚悟^ニて被成御座^レ侍, 乍去万端御念入, 御手堅^ニ被仰付^レ侍義, 思召^ニ御叶被成程^ニ被成兼^レ侍, 御酒之義, 光之様さへ御用捨被成^レ得^レ侍, 御内証之事^ニは間, 世間^ニ対し御悪名^ノハ成申間敷^レ侍

さらに, 綱之付家老となるについては, お断わりしたにもかかわらず, 「是非江戸江罷越, 相勤^レ得と, 重畳」光之の御意があったためであり, 今更この成行に迷惑していると迄権兵衛・又左衛門ともに言い切っているのである。

第5・6条は小河権兵衛自身のことであるので「申分不仕^レ侍」としているが, 只不法なこととは何一つなく, 寺方での料理や少々の飲酒も全て綱之のためを考えてのこととしている。

第7条については, 「御座敷^ニ到り余り控へ過^レ侍^ハ, 御親ミも無御座^レ侍, 御隔心被思召^レ侍而^シ, 存寄を申上^レ侍義も成兼可申哉」と考えて, 酒をすすめたことがあり, また中仙道の茶屋で「御膳」をしつらえたこともあるが, それは綱之に疎意のないことを表わすためであったという。

第8条については, 長屋で黒田又左衛門が綱之に「御膳」を差し上げた際, 甲斐守・求馬・左近・主膳等も同席して酒宴に及び, 心安い家来の所でもあったので袴を脱いだこともあるが, 世間態の悪いことは何ひとつないと述べ, 第9・10・11・12条についても思い当たるふしがなく無実のこととし, 第13条については黒田又左衛門へ直接問い糾されたいとしている。

以上引用してきた光之の糾問と綱之付家老小河権兵衛の陳述は、その殆んどが綱之の飲酒に関わることであり、光之はそれに厳格に臨んだのに対し、小河権兵衛・黒田又左衛門等は綱之の性質に粗忽なところがあり、また若さも考慮して、まず綱之の遠慮をなくした上で漸次その所業を改めるよう意見するとしており、そこに両者の微妙な喰い違いをみせている。

光之の厚遇により、立花勘左衛門組にあった貝原益軒は、保科正之の勧めによって綱之に侍講したが、益軒の日記に記されている綱之は、なかなかの好学者ぶりであったという³³⁾。

しかし、光之の世子綱之に対する態度は、もっと深い所の不安に根ざしていたのではないかと考えられる。光之の「河内様・山城様江御口上」覚書³⁴⁾によると、綱之について「新規之御出入出来不申申様ニ被仰聞申、新敷御入魂可被成と思召衆御座申、前以大殿様江御伺被成申而之義ニ被成申得申、被仰達申」と、他大名との交際を規制しており、具体的には松平刑部の名を挙げている。

(水戸中納言頼房四男頼元)
一松平刑部様江、節³⁾御出入控可被成申、刑部様御事、無御如在御間柄之儀ニ得共、水戸様御一家様故、刑部様へ御出入被成申得申、水戸様御使者本参、御通達度³⁾御座申得申如何思召申、被対公儀態と御控被成申通、刑部様江山城様被仰達置申様ニ御頼被成（後略）

即ち、そこには公儀＝幕府への遠慮があったとしてよいであろう。寛文3年に武家諸法度を改定し、時代はいわゆる武断政治から文治政治へ大きく転換しようとしていたが、それにもかかわらず寛文8年島原城主高力隆長の苛政処罰（改易）や、寛文11年の伊達騒動裁断は、ひとつとならず藩主としての綱之の適性が問われたと考えられる。

光之の戒めは、松平刑部のみにとどまらず松

(紀伊頼宣二男頼純) (綱元)
平左京太夫・毛利甲斐守と綱之の交際に迄及び、「此以後、次第ニ御遠かり被成申様ニと被仰聞申、」としている。

なお、寛文12年6月28日河内守へ小河権兵衛が申し述べた「覚」³⁵⁾によると、同年2月初旬綱之は松平主膳を不意に訪問して、山城守が無用の事と戒しめる一幕もあったが、その後も主膳との往来は度々あり、権兵衛さえも「惣而之氣質御存之通ニ御座申故、此段不慮之分別有間敷と、慥ニ案堵³⁾成不申申、」と綱之の行動を警戒しており、「右衛門佐殿内³⁾被申申も、御公儀を大事ニ仕、諸事静ニ相慎ミ、公儀愈末ニ無之様仕、酒給³⁾事無用」という光之の意見を尤もとして、ただあまりに厳しく意見を述べては綱之との間に疎意を生じ又他所での失態も懸念されるので、「内証ちと甘キ被申申様」取り計っているのだと述べているのである。

公儀を恐れ万事平穏な藩政を願う光之には、若さも手伝ってともすると奔放に走りがちな綱之の言動が放置できない暗い翳りを落すものとして映ったと考えられる。月日は前後するが、寛文12年3月19日河内守の問合せに答えて、小河権兵衛は「大殿様御懇³⁾被成御座申様ハ、したしみも御座申、然れ共疾と御したひ³⁾御心底何程ニ申哉、無心許奉存申、」とすでに親子の情愛に欠けていることを指摘しているが、光之の綱之に対する不安は拡大して雅楽頭以下5人の親戚衆へ伝わったのであろう。延宝2年6月21日山城守に召出された権兵衛は、雅楽頭の綱之に対する印象を伝えられているが、それは次のようなものであった。

一不謂儀³⁾と無作³⁾と人ニ御語被成申由ニ事、是と内証ニ而、物毎御自由ニ被成申由、仰られ申事、
其外御作法しかと無御座、不入事³⁾と仰聞れ申事、

一御登城其外外向ニ御出被成_レ時分、御酒ニ御醉被成、御顔色赤く為_レひ申_レ由、左様之時ハ御様子悪敷見_レ江_レ由ニ_レ事、

以上の山城守の糾問に対し、権兵衛は6カ条にわたり弁明しているが、綱之の言動をめぐって、そこにはいかんともなしがたい溝ができていたのであろう。綱之の慰みは謡・仕舞に向けられ、また黒田甲斐守・松平求馬・安部主膳・溝口左近・荒木七郎右衛門などとの交友に求められたと考えられる。

さて、光之の13カ条にわたる糾問が行なわれた翌日（延宝3年3月26日）朝5ツ時過に、吉田久太夫・伊藤半兵衛兩人を上使として、小河権兵衛・黒田又左衛門の処罰が申し渡された。偽りの申し開きをしたとして、小河権兵衛とその子惣兵衛、黒田又左衛門の知行を没収し、蟄居を命じたのである。

この小河・黒田の処罰と、同年閏4月7日の綱之逼塞は、すくなくならぬ波紋を生じた。江戸で綱之と親交を重ねていた松平求馬・安部主膳・溝口左近らが綱之の復権に動き出した形跡があるからである。延宝3年12月17日付の安部主膳書状³⁶⁾によると、綱之逼塞後、光之より主膳宛度々使者が遣されてきたが、合点できない口上であったので、態と差控えた返答をしておいた旨記し、さらに「筑前守殿、大形来春と御参勤可有_レ様、慥之沙汰承_レり、其上河内守殿も自筆ニ而、筑前守殿江御状参_レり由承_レり、来春御参勤被成_レ様、何も御相談可被成_レ間、随分御煩不被成_レ様、御養生可被成_レ由申参_レ、」と綱之の参勤（上京）を画策しており、その点では河内守をも動かしていることがうかがわれる。追書には「猶以、明日も求馬・左近、私宅江寄合申_レ間、小沢氏も可参と存_レ、」とあり、善後策が何回も打合わされている³⁷⁾。

なおこの書状には、光之より主膳等3人宛の口上書とその返書の写が同封されており、それによると、求馬・主膳・左近は光之との出入を止め、「軽キ音信物迄」断わっているが、それに対して、光之は「御出入御止メ被成と有之_レ得_レ、^(綱之)、^(光之)、弥筑前守名も立ち、於右衛門佐重量難儀ニ存_レ、」と、従来のつきあいを申し入れている。

しかし、一方小河権兵衛は、延宝4年7月28日付黒田又左衛門宛書状³⁸⁾で、既に福岡藩内での生活に見切りをつけて、諦念の境地を淡々と述べている。それは、光之父子のために一箇に忠誠を尽してきたにもかかわらず、このような事態に立ち至ったことを嘆じ、「江戸公義ニ^(光之)罷出申訳仕_レへ、大殿様御悪名出来、綱之公御手前と埒明_レ而も、御家之破と成て、御父子共無益之御仕合ニ_レ、」と全く客観的に事態を観察している。そして、権兵衛らが蟄居していれば、一族も家来共も「上むき斗ニて上を憚_レ而、此方へ遠慮仕_レへ、内心へ落付申間敷_レ、」と案じ、「ふらりとケ様仕居_レよりへ、他国へ参_レ事、公私共ニ能義たるへく_レ、」と考えて、来春他国への御暇乞いを願出しようというものであった。

しかしこの小河らの出願は、すぐには聞き入れられていない。光之は、江戸における綱之擁護派の諸大名の動きを懸念してか、延宝5年2月13日に遂に綱之を廃嫡し、小河らの出国も延宝7年迄は認めずに、4カ年も嘉麻郡鯉田村（権兵衛預所）や鞍手郡倉久村（惣兵衛預所）に蟄居させたままであり、その光之の裁断は相当に厳しいものであった³⁹⁾。

以上検討を加えてきた光之・綱之父子の確執は、両者の性格の違いに由来するものであろうが、公儀を絶対視して万事に優先させる光之の

藩主としての眼からみれば、綱之の若さにかまけた言動は、危険きわまるものとして映ったのもあろう。黒田又左衛門のものと考えられる口上書⁴⁰⁾に「筑前守殿事、法外成義無御座、第一右衛門佐殿江対し、毛頭悪逆之心底無御座、」と述べているところをみると、光之は綱之の言動に対して相当に疑心暗鬼であったもとれるのである⁴¹⁾。

光之は、その晩年には藩主綱政との間にも不和を生じていた。『長野日記』⁴²⁾によると、宝永2年「光之公・綱政公、当春は御対面無之ニ付、小笠原佐渡守様御取持被成、八月廿五日初而御対顔、」とあり、父子間の感情が第三者の周旋を必要とする迄にこじれていたことがうかがえる。宝永3年12月23日付綱政宛の光之書状⁴³⁾は、その間の事情を次のように述べている。

別書申置、貴殿事幼少之時分、我本別而愛子ニて、親切ニいたし成長之事ニ、其後家督ニたて相続之儀ニハ、父子ニむつまじも一入不残管ハ、何かと家来共之不忠故、違逆之儀共出来、をのつから不快ニ成行、今ハ別而難儀ニ存、貴殿も同前可為と令推察、死後迄も心かゝり残、而ハ、弥いかゝニ存、我本心底是迄ニて、不快ハ心無之、左様被心得、位牌ニ対、而も恩愛を被為、様ニと存、

光之・綱政父子の不和を家来共の不忠から生じたものとし、宝永2年の対面で和解した筈にもかかわらず、今もって殊更に難儀な事態であるとしている。

その不和が直接何に帰因するのかは、はっきりしないが、宝永3年8月隠居付きの家臣達の上げ米1歩増分1万俵余を光之が立替える旨通達しており、そのような措置は藩主綱政の感情を逆撫でする性質のものであったに違いない⁴⁴⁾。

また宝永2年12月23日には、綱政宛に遺言

し、矢野安太夫・立花五郎左衛門実山・藤井勘右衛門・根本金太夫等について跡目相続を認めて「夫は品能安堵被申付様頼申付」と暗にその処罰を差止めている⁴⁵⁾。

さらに光之の遺言状によれば、「嫡子たりとも、国を治、器量無之、行跡不宜、ハハ、公儀ニ対し御奉公之道も立かたく、先祖ニ対し家をつき、一国之裁判可仕様無之事、大隅守行跡^(吉之)大切之儀と存、能く省ミ相慎可然之由、委細大隅守へ申達、」とあって、世子吉之に対して迄、光之の「何事も堅く御制道被成、」性格が発揮されており、そのことが父子の感情的対立をますます激しいものとしたのであろう⁴⁶⁾。

第4代藩主綱政の財政政策と側近政治の展開

元禄元年12月9日光之は隠居を願出、そのあとを綱政が襲封したが、綱政の初政は隠居光之の影響下にあるとは言え、だいぶ異なる様相を呈してきた。

まず光之時代には憚られていた上げ米制が、元禄2年を初発として同7年・同10年・同16年とその改廢が繰り返えされたことである。これは、元禄期に累積してくる藩内外の借財⁴⁷⁾に対する領主的対応策の一つであり、他方では種々の収入増大策が採られた。たとえば、直接には本年貢の確保のために、「良民」顕賞を行い、同時に「飢饉救」として救恤を加えることも屢々であった⁴⁸⁾。

また、元禄13年7月には「御國中塩御徳用仕組」（領内専売）が始められたが⁴⁹⁾、そのような流通統制は、貞享・元禄期に仲間的な問屋層と運上銀の結合にもみられ、宝永元年には数カ村を中心とする市場の設定をしながら、他方では農村における振売や在村商人の商業活動を統制する方向にも見出されるといふ⁵⁰⁾。

ところで、綱政の初政は単なる財政経済政策の変更のみではなかった。隠居光之の影響下に藩政を進めなければならない苦渋を味わいながら、すでに元禄5年には忠之時代より冷遇されていた筋目の白国家・沢辺家・間嶋家に黒田姓への復姓を許し（由良家はおくれて宝永6年黒田姓御免）、「格式政治」復活の一面をみせると同時に、他方では元禄7年隅田清左衛門重時に黒田姓を許して重用し、鎌田八左衛門を中心とする光之恩顧の側近者に対する綱政側近派を形成したのである。

さらに年貢徴収担当の役人に厳しい姿勢で臨み、史料の制約により元禄8年以降しか知り得ないが、その事例を挙げるならば、同年飯塚代官岡藤太夫が年貢引負のため流罪、翌元禄9年代官梶原八郎太夫が同じく年貢米引負のため御役御免、元禄10年には御納戸組左野長寿蔵自害のあと忤彦七が私曲あったことを理由として罷免され、元禄14年には御納戸組白根惣次郎・中村源太郎は暇を出され、岡本茂太夫は勤務不良によって罷免、元禄15年には若松代官尾上藤太夫が支配米のうち400石を滞納したため御役御免となったのみならず、附者関尾十内が成敗されたのである⁵¹⁾。

以上のような綱紀の肅正の裡に、元禄16年藩札発行のことが計画された。その発端について「黒田新統家譜」⁵²⁾は次のように記している。累年の財政窮乏のことを光之・綱政が歎いていた折、光之が藩札発行による財用不足の充当を話し、綱政も同意して早速供の家老齊藤忠兵衛貞則にはかり、種々詮議の末、在江戸家老鎌田八左衛門昌生を使いとして、元禄16年より7カ年の札遣いを幕府に願出たという。この藩札発行のことはすぐに許され、鎌田八左衛門を惣司として、齊藤忠兵衛もそれに関与し、他に鈔の

奉行として大野惣兵衛・白石権右衛門、諸事指図役として大野忠右衛門が命ぜられ、11月10日より藩札流通のことが令達された⁵³⁾。

しかし、その後逸早く宝永3年6月28日には、「只今迄、当職八左衛門・忠兵衛兩人ニ而被相勤_レ得共、向後御家老隣番ニ可被相勤」申し付けられて、従来の鎌田昌生・齊藤貞則の藩政執行体制に大きな揺らぎがでてきたのである。さらに翌宝永4年5月20日の光之の死去は、藩役人としての鎌田昌生の終焉でもあった。同年6月7日には逼塞を命ぜられ、表裏両門に昼夜警備がなされるものものしさであったが、その逼塞の理由は判然としない。

他方、藩札の流通についても、宝永4年春より破局的状況が現出していた。『長野日記』は次のように記している。

一当春_ノ正銀・札銀取替相滞_レ付、諸商不自由_ニ成、凡米_一壹俵五、六月之時分_ハ六十四、五匁、壹匁_ニ付米四合宛、商売する諸人甚_シ及困窮、七月初米_一壹俵四拾目、其外之品右準_シ高直也、正銀を札銀_ニ而二十割増_ニ而買申_レ由也、

米価は高騰し、正銀と札銀の両替えは20割増という状況は、8月に至ると更に深刻化し、役所で7月末より米1俵30目の公定値段を布達すると、商人は一切商売を止め、藩札の流通は益々混乱したと、次のように記している。

其上只今迄、札銀御改被成損失有之風説_ニ付、町_ノ俄_ニささき、札銀を以正質を取かわし付、利合_ヲ見る諸商売物、常之直段_ニ三増倍_ヲ以商也、士民町_ノ者共_ニ迄、甚致困窮_レ也、

このような混乱を藩としても放置できず、9月2日には札所惣本_レとして隅田清左衛門・尾上角右衛門を命じ、上方より長田屋次郎右衛門・西友古・大文字屋五郎兵衛等を差下し、その収拾に当らせたのである⁵⁴⁾。即ち、「只今之札銀、仕切_ニ被仰付、七歩捨り、新札銀三步被下

之、九月五日引替也、」という相当手荒い処置であった⁵⁵⁾。鎌田昌生の逼塞の理由のひとつとして、この藩札流通が混乱した責任を問われたことは十分に推測できるところである。

10月26日には鎌田昌生の処分も決定し、宗像郡野坂村へ籠居を命ぜられている⁵⁶⁾。

ところで綱政の肅正は、鎌田昌生父子のみに止まらず、その波紋は大きく広がっていった。同年9月15日には、光之付家老立花五郎左衛門の他、光之により取立てられた藤井勘右衛門・根本金太夫等が隠居を命ぜられ、同日夜には御隠居所御目付頭細江儀右衛門の他、中牟田利太夫・立花専太夫等は減知され、また鎌田八兵衛や御隠居所奥御取次役杉原惣右衛門父子、光之付御鷹匠頭桜羽三右衛門父子等、処罰の対象は拡大したが、いずれも世上の風聞ではその理由は明らかでなく、従って「八左衛門重罪よかりたる事之由」と噂される性質のものであったと考えられる。

これらの、いわば光之側近派の肅正は、宝永5年6月の立花氏一門の処罰に迄及ぶのである。6月3日立花五郎左衛門・同太左衛門・同専太夫はそれぞれ御預けとなり、中牟田忠太夫は放逐されたが、これもまた「罪科不知之」とのみ記されている。

さらに宝永7年閏8月には中老上座立花長左衛門に隠居が命ぜられ、家禄は半知のみ許された。また9月21日には1万5百石の高禄を食んでいた黒田次郎太夫種厚が隠居を命ぜられ、嫡子徳太夫は4千石のみ家督を許されて中老入りとなり、黒田姓は剥奪されて本姓立花氏を名乗ることとなった。

以上の政治過程を検討する限りでは、鎌田昌生や立花氏一門の没落は、藩札発行という財政策の失政のみにその原因を求めることはでき

ず、むしろ光之・綱政の対立に関連してのことであろうと考えられる。その間の事情を示唆するものとして、宝永3年月瀬十郎兵衛の罷免（悴十郎左衛門へ新知900石）を挙げよう。その処罰理由は、前年における光之・綱政不和の際、光之宛の小笠原佐渡守書状を偽わって被見したことによるという。また逆にその対立の政治圏外にあった者は、たとえ鎌田昌生の弟達（鎌田金右衛門・水野奥右衛門）であっても「無別条の間、無遠慮可相勤」達せられているのである。

これらの光之側近派の排除は徹底してなされたふしがあるが、その裡で綱政側近として重きをなしてきた隅田重時の意向は強く影響を与えたと考えられる。第4表でも明らかのように、元禄7年黒田姓を許されて家老職に就き、鎌田昌生の後をうけて札所惣本となり、幕命により札遣停止となると、催合所を新設して財政方を管掌したという⁵⁷⁾。宝永4、5年の政治斗争で勝利を占めた隅田重時は、宝永6年8月には第5表のように加増をなし、また新知の者を召抱え、綱政取立の側近派形成を積極的に推進するのである⁵⁸⁾。

ところで隅田重時による覇権の確立を反映したのであろうか、家臣団に対する上米令が藩財政の強化を理由に強行されている。即ち、宝永6年7月朔日には「御家中数年之除米及難儀由、被聞召上付ニ付、今暮一步通御戻被成下之由被仰渡」とあって、収穫時には一步通除米分を返戻する約束をしたが、秋に「当年田作十分満作、畑作も同前」という大豊年でありながら、その扶持渡方は相変わらず遅滞していた。一当正月御扶持方相滞、末3半分充相渡、六月・七月・八月分長滞、九月月上旬少充滞分渡ル也、御家中・無足之面3、或ハ御足輕以下甚困窮及也、御先代終ニ加様之事無之

第5表 綱政による加増者(宝永6年)

氏名	加増高	合高	与力人数	与力者石高
(隅田) 清左衛門	1500石	6600石余	11人	416石 39人扶持
(斉藤) 忠兵衛	1000	5000	6	450石 13人 "
(黒田) 専左衛門	1000	4200	11	256石 41人 "
山口 孫右衛門	200	1000	1	200石
湯浅 (七太夫)	300	1000	3	187石 10人 "
櫛橋 貞右衛門	50	250		
前田 十太夫	地方ニ直シ 300	1000	3	50石 14人 "
山路 主税	" 300	1000		
森 彦右衛門	" 100	500		
月瀬 十郎左衛門	700	1600	4	84石 12人 "
隅田 次左衛門	" 100	500		
野口 左助	50	400		
郡 五兵衛	200		2	28石 9人 "
嶋井 与八郎	50	450		
松田 弥太夫	" 205(10俵)	400		
荒井 三郎左衛門	50	300		
深見 五兵衛	" 100俵	500		
八尋 久右衛門	新知 300石			
高瀬 団之丞	" 150			
梅野 左平次	" 250			
板垣 養栄	" 150			
野坂 孫十郎	" 250			
三宅与次右衛門	" 150			
堤 吉太夫	" 150石 他ニ50俵			
粕屋 仲意	" 200			
藤野 長之丞	" 200			
真野 源之丞	" 150			
久田 安之丞	" 200			
皆田 藤助	100俵 地方直シ	250		
吉武 次郎右衛門	200石 "			

史料：『長野日記』

このような扶持の遅配は、その放漫財政に起因するものであろう。「福岡夢物語」⁹⁹⁾の作者が口をきわめて罵倒した隅田重時一派の頽廢とその財政策の破綻は、すでに宝永期末においてその極度に達していた。『長野日記』には次のようにその間の事情を記している。

(宝永七年)
一当冬御家中之御切米被渡、十二月十五日に請取高拾分壹充御米渡し、依之甚及難儀、正米直段一俵ニ付拾九匁充、指紙ハ十六、七匁、此節黒田清左衛門一切之仕置也、御切米被渡さる事ハ、今年初メテ之由也、昔ハ無之事也、

御切米の請取高が10分の1では請取らぬも同前であり、前代未聞のこととして特記しているのである。

藩政要路者が頽廢的な栄華を極わめた元禄・宝永期から、漸やく時代も大きく暗転しようとしていた。

第5代藩主宣政の人事刷新

綱政の死後、正徳元年8月11日襲封した宣政は、病弱のため同年の長崎警備の勤番も成り難

い程であり、正徳元年・2年は、藩政の上でもさほど大きな変化はなかった。

ところが正徳3年に入り、局面は漸やく流動しはじめた。まず3月13日隅田重時は、「只今迄御仕置一円ニ仕忝得共御免、月番ハ可相勤忝、」として、藩政の最高責任者の地位である「御当用本ノ役」をおろされたのである。また執権前田吉左衛門、郡奉行柳瀬与兵衛等もそれぞれの役職を免ぜられたのであるが、それは「何れも勤方不宣由」とされている。さらに西村藤五郎・太田屋源右衛門・吉田屋九右衛門らは「公金米支配ニ懸り相勤忝処、私曲之故歟、何レも闕所被仰付」という処罰を蒙ったが、西村・太田屋は隅田重時と、吉田屋は前田吉右衛門と由緒ある者達であった。

3月22日には、隅田重時ら綱政側近派に代わる新しい藩政担当者が次のように決定されたのである。

御当用一円本ノ	吉田式部
御郡方本ノ役	月成茂左衛門
御執権	前田吉左衛門跡 杉山文太夫

執権役は、その後6月25日山口孫右衛門・尾上角右衛門の処罰により廃止され、杉山は御城代頭列として立花小左衛門と2人で裏判役を勤めることとなった。以上のような新しい藩政執行部の確立とともに、6月25日第6表にみられるような隅田重時を始めとする前役人の大量の処罰がなされた。

ここにみられる特色は、綱政代における藩政担当者の入れ替えが、光之側近派の排除という形でなされたのに対して、宣政代のそれは、それぞれの役職にかかわっての処罰であるということであろう。そのことは、隅田重時ら藩政担当者の首脳部のみならず、「御内証銀承り」役や、催合所銀奉行・御銀奉行・大坂御蔵奉行等

財政担当の役人が一括して処罰されているところによく表われている。また諸所の代官が処罰されていることは、地方支配機構の改革の前触れをなす点からも重要であろう。

一方、宣政は譜代・一門層の強化をもはかった。7月7日野村太郎兵衛が、筆頭家老黒田美作の次座として格付けされ、新しく大音六左衛門が中老より家老職に任ぜられ、筋目である（間嶋）黒田諸左衛門家・（由良）黒田惣右衛門家・（白国）黒田八右衛門家・沢辺角太夫家・間嶋十三郎家が中老の次座席として処遇されたのである。

さらに7月21日には、綱政代に処罰されてそれぞれの配所に籠居していた鎌田昌生父子・立花太左衛門等は籠舎御免となり、小呂島に流罪となっていた立花専太夫・杉原惣右衛門らもそれぞれ籠舎・帰島御免となり、罪一等を減ずるところがあった。

これらの賞罰厳明策は、正徳4・5年にも引き続いてみられるところであるが、それは享保期継高によって継承される、藩政改革の先触れをなす人事刷新であったと考えられよう⁶⁰。

ところで、藩財政の窮乏、給人財政の逼迫は、益々深刻化し、正徳3年4月には家中士に対し5カ年の検約令が達示され、同年9月には給人所務を古高並の上、田畑並3ツ5歩となし、余分は蔵納して藩財政に充当した。一方農村の疲弊も深刻であり、元禄12年以来の郡方5歩増免分のうち1歩を減免し、その後正徳5年にはあとの増免分全てを免除せざるを得ない状態であった。このとき、家中士の知行物成についても上げ米は全て免除し、従来の中士拝借銀を棄捐するなど種々規定するところがあったが、これらの財政上の圧迫と農村の荒廃化は、抜本的な藩政改革を時代の要請として迫ること

第6表 宣政による処罰

年 月 日	氏 名	召 上 高	残 高	罷免前の役職	罷免後の身分	
正 徳 3 年	6月25日	黒田主膳重時 (“ 清次郎)	6000石		家老	(隠居) 中老(家督)
		湯浅七太夫	750	2000石	御用勤	御馬廻組
		山口孫右衛門	250	300	執権	大組
		尾上角右衛門	700	800	“	御馬廻組
		前田吉左衛門	800	300	“	“
		柳瀬与兵衛	300	100	郡奉行	
		倉八平蔵	50	100	内証銀承り	
		山部久右衛門	50	100	“	
		堤吉太夫	50石・50俵	100	御召料奉行	
		三宅与次右衛門	150	20石・6人扶持	催合所銀奉行	御城代組
		梶川作右衛門	50	100	銀奉行	
		木付善兵衛	150	150	若松代官	
		小河伝左衛門	200	200	芦屋代官	
		小島平助	50	100	箱崎代官	
		長瀧善太夫	150	300	大坂蔵奉行	
		坂口兵右衛門	10石・3人扶持	10石・3人扶持	勘定所本締	
		根本市右衛門	役儀召放		仙洞代官	
	徳末文右衛門	“		遠郷目付		
	7月7日	櫛橋貞右衛門	50		勘定奉行	御馬廻組
	7月21日	西 友古 畠村九兵衛	御預ケ 役儀召放		執権列・上方銀取次役	
	7月25日	東 新七	御預ケ			
	9月24日	田代半七 母里正左衛門 勝野伊右衛門 富山五右衛門 斉田武太夫	役儀不相応ニ付 被差除		城代頭 勘定奉行 普請奉行 底井野代官 青柳代官	

史料：『長野日記』

となる。

第6代藩主継高の藩主専制権力の伸張と藩政改革

継高は(支藩)直方藩主黒田伊勢守長清(光之三男)の子であって、正徳4年4月23日宣政の養子となり、享保4年襲封した⁶¹⁾。宣政は襲封時より病弱であって、従って正徳4年には長崎警備の勤番を直方藩主長清が代行するよう命ぜられ、また国政をも後見するようになったと

いう⁶²⁾。このような幕閣による長清の取り立ては、藩主宣政にとっては面白くないものであったろう。すでに正徳3年閏5月には、両者の感情的対立が現われている。即ち「伊勢守様御出福、同19日御館江御入被成り処、殿様俄ニ御不快被成御座、御対顔無之、廿一日又ニ御出会可被成処、伊勢守様御不快之由ニ而御出会無之、廿一日昼時分御発駕」とあり、その但書に「御出会無之事子細有之、不及記、」としていて、複雑な事情のあったことが知られる。さらに同

年6月には、直方藩家老小川権左衛門が、家禄1,700石の内700石を没収されているが、その措置は「福岡が被仰達」られたものであった。『吉田家伝録』⁶³⁾や『明石任風覚書』⁶⁴⁾などには長清についての名声が記されているところから、或いは継高養子や長清の国政後見について本藩内での要請があり、宣政もそれを承認せざるを得なかったという事情が、介在しているのかとも思われる⁶⁵⁾。

継高の治政は、襲封の享保4年より明和6年の隠居致仕まで50年余の長きにわたるが、その初政は藩政担当者の人事刷新から始められた。

継高襲封時、福岡藩藩政は、前代格式政治の復活によって勢力を増してきた門閥譜代層のうち郡平馬時成・輝成父子、駒山助右衛門則信、久野弥五右衛門一昌らの内談によって動かされていたが⁶⁶⁾、享保10年代以降秋月藩主の外戚として次第にその地位をましてきた野村太郎兵衛祐明に、駒山則信・久野一昌が郡父子より離れて就き、さらに家老上座黒田源左衛門一利・大音六左衛門厚増・浦上三郎兵衛正辰らが加わり、郡父子・桐山作兵衛丹英・明石四郎兵衛行風ら少壮家老層と対立するに至った。この郡派・野村派の派閥抗争の激化と同時に、他方では藩財政の窮迫は更に深刻化していた。

享保期前半をみても、享保5年の大雨洪水による田畠の砂入水押56,300石余、享保9年の大風雨による損毛高3万石余、享保11年の霖雨洪水による国中田畠の水押砂入300町余に及ぶ災害があり、ただでさえ逼迫していた家中士・農村の疲弊はその極度に達していた。

すでに直方藩主長清の遺命によって、直方藩領5万石は本藩財政に寄与するため継高に還付されていたが、享保7年には家中士知行の拵仕組を中止して銘々拝知の免率で収納し、独礼以

上は一步の除け免とすることを令達した。これは拵仕組の事務上の煩わしさを避けるためと、若干でも藩財政収入を増加させようとする措置なのであろう。

さらに損毛のため拵高割米大豆のうち、2万俵を返戻することがなされ、翌8年には郡方支配の仕組を改編し、翌9年には倷約と農業出精のことを命じている。

家中士や農村の疲弊状況を打開するために継高の初政は人心の一新より始められた。享保7年、小作事奉行ら中下級士の処罰から始まり、享保8年から同11年までをみても大幅な中小役人の入替えがなされている。その後、享保12年には吉田栄年を家老に抜擢するとともに、野村派の駒山則信に閉門を命じ、野村祐明の家老職を依願免役、久野一昌の知行召放など矢継早やに野村派の処罰が行なわれ、同時に財政関係の上級役人の移動を行なった。この人事刷新の過程で、郡派の明石四郎兵衛らの財政策に当然大きな期待が寄せられることとなる。しかし明石四郎兵衛らは、郡父子、桐山らの華美好みに諷い当初は放漫な政策をとり、のちには上方借銀の不調、米価下落による財政の逼迫に伴って倷約策を嚴重に申し入れるなど、その無為無策ぶりを理由に、享保14年知行召上げ、一族への預け（籠居）という処罰をうけるに至った。このような事態は、郡父子の発言力を弱め、次第に藩主継高の直裁の方向が強く打ち出され、それとともに、吉田治年・栄年父子の政治的影響力が強大となっていった。

享保15年には、吉田栄年は御財用本々役として藩財政を管掌し、享保期後半の難局に当ることとなる。

享保期後半の藩政は、享保17年の西国飢饉をピークとする藩財政・給人財政の破綻と農村荒

廢への対処に終始している。まず享保12年に給知3ツ5歩並を復活して、家臣の諸拝借を棄捐し、また切扶持の者は3厘除けを用捨するとともに、他方では長政3カ条の法令に添書して儉約を令し、地方役人の私曲を禁じ、百姓の夫仕について規制するところがあった。翌13年には吉田治年の発案になる諸士勤休令が出され、知行並にして勤仕者は3ツ3歩、休者は2ツ5歩とし詳細な規定が作成されて給人家計の強化が試みられた。

この時期はまた享保14年の損毛高123,400石余、享保16年の江戸藩邸類焼、享保17年の大蝗災などの対策に、不眠不休の努力を要求するものであった。まず享保14年の災害に際しては、閏9月より戌8月まで「地方御遣用三分之一減少致し様」命ぜられ、その他年始規式、長崎警備、諸普請、寺社参詣など万般にわたって「蝨居之躰ニ相暮」し、儉約をなすよう示達している。さらに、11月23日には「天災ニ付御切扶渡り高減少之覚」を令達し、他方では行状の悪い者を処罰して綱紀の肅正をはかっている。しかし、そのような努力にもかかわらず、享保16年3月、4月に江戸藩邸と目白台御上屋敷が類焼し、財源の涸渇した福岡藩はついに福博町人へ御用銀を命ぜざるを得なくなった⁶⁷⁾。享保17年は西国一帯の大蝗災が発生し、翌年初頭まで飢饉に見舞われたが⁶⁸⁾、その事態に当面して裏判役小川権左衛門は金策のため上方に登り、また国中町人・百姓のうち有徳者に再三御用銀を命ずるなどの努力が続けられたが、さほどの効果をあげえず、ついに町人の重だつた者を上方へ派遣し、金策に当らせた。その町人達は福岡西町松屋佐兵衛、同唐人町米屋源七、同湊町木屋久兵衛、博多町人田中六兵衛、同紀屋九兵衛、同赤間屋源右衛門、同赤土屋久兵衛、同森長左

衛門、年行司樋口藤五郎・相部六郎兵衛、参り懸り松永徳兵衛・米屋宇右衛門らであり、町奉行榎長左衛門が藩側の保証人として付き添っていた。そして、享保18年正月には公米売渡場所を2カ所設け、また切紙を二重に指出した家中士の処罰を厳正に行なうなどして人心の收拾に当たったが、前年よりの危機的様相の回復はなかなか困難であり、4月には有徳者の寸志金献上や、家中士知行の運配などで急場を凌ぎ、7月には大文字屋五兵衛の縁者である野村勘左衛門が京都へ金策に登らせられたりして、当面の危機打開の努力がなされた。享保19年には漸やく以前の状態に回復し、例えば合現田数29,025町余のうち、荒地分を2,919町歩にとどめ、上座・下座・夜須・御笠・宗像・裏粕屋郡は皆作をみる迄に至った。

以上享保期を通じて、継高の治政は、人事刷新と藩財政の危機打開に終始した感があるが、その前期の藩政に比べて、享保期末より次第に改革の体系を整えてくる。

まず藩政の中核である農政についてみると、享保19年2月9日春免制への復帰を令達し、同寅年より辰年までの3カ年平均で免率を決定し、もし田地春免下げのない村は10カ年平均により春免を増加させるという増徴策であった。翌20年には郡中儉約令を発し、また雇渡世の禁止や奉公人給料の規定がなされて、本百姓の維持・増大策が採用され、元文元年には、荒地起返し分を永代所有とする荒地復旧策が勸奨され、他方では百姓の欠落を禁止することが示達されている。

また元文5年には新入百姓への扶助が中止されているが、それ迄は新百姓の取立が行われていたのであり、同じく元文5年閏7月には売渡した田畠の請戻しについて種々規定するところ

があり、一連の農村復興策がとられている。それは元文4年、百姓の牛馬持仕組についても指摘できるところであり、延享元年正月に改正された後、12月には中止されているが、それも本百姓経営の保全をはかろうとするものであった。

年貢徴収についても、阜年貢の場合、元文4年6月大豆半納としていたのを延享2年5月全て銀納とし（これもまた寛延元年には大豆、米、銀のいずれでも納付可と変更）、その他元文3年には藪年貢・利夫米の石別1斗以下の村は免除し、寛保2年8月には一作田の反別米を定め、同年9月には一作田反別を並高とするなど、一連の税制改革がなされている。

他方、流通統制についても享保19年を画期として従来個別に行なわれた運上銀徴収を体系化するなどの改革がなされてくる⁶⁹⁾。それは、元文期を通じて整備され、「商経営の内実に立脚して妥当な運上銀を徴収しようとする」原則に立脚しており、本年貢における村の実情に相応した免率の決定という徴租法と揆を一にするものであった。それはまた、寛保・延享期における樞植奨励策や玉子仕組、蜜問屋制、辛子問屋制、楮仕組などにみられる、本年貢外収入の増大策とも対応するものであったと言えよう⁷⁰⁾。

さて継高の治政の前後期を通じて、藩主の専制権力確立のために尽力してきた吉田栄年は、延享2年10月隠居して致仕し、嗣子七左衛門高年が計7,057石余の家督をつぎ、また家老職に列せられた。栄年は、在職中からその功を賞されて元文5年には藩主継高の「高」一字を子々孫々迄下賜されるという破格の厚遇を受けていた。しかし宝暦期に入り、事態は急転した。宝暦2年6月11日当職吉田七左衛門高年は突如と

して隠居を命ぜられ、2千石減知となり、諱名の一字を召上げられるという処罰をうけたのである。その模様を当時の「記録」⁷¹⁾は次のように伝えている。

(栄年) 雲遅様御二所安次郎様以御三人、(直年) 次郎太夫様江御預ケニ而、(立花) 御領地粕屋郡薦野村江御柵被召構、押籠ニ被為成、番人殿敷被召置、此節右御三人様御用医師本木村林見琳江被仰付、七左衛門様も矢野安太夫様江御預ケニ而、御領地那珂郡梶原村江被召籠同様之御事ニ而、御勞敷有様、牢人催ス落涙、

吉田父子処罰の事情は管見の限り明らかでないが、翌宝暦3年2月20日には吉田父子ともども許されて、先知2,500石は安次郎直年に返され、七左衛門高年も帰参して吉田久兵衛と改名したという⁷²⁾。翌宝暦4年には直年に800石加増して中老とし、また栄年隠居料を元の50人扶持にもどしていることからすれば、この吉田父子処分は一種の疑獄であったと考えられる。宝暦3年5月に郡英成が家老職を罷免され、翌4年には家老上座の黒田美作一成が押隠居となっていることなどを考えあわせると、その両者との激しい暗斗が介在していたのかもしれない⁷³⁾。宝暦8年10月には、吉田式部(5,082石)は家老格となり、同12年には吉田久兵衛(五助)が家老職御勝手方として再勤を命ぜられていることは、その間の事情を説明するものである。これら一連の政治的事件は、継高にひとつの反省をもたらしたのか、明和元年には異見会を催し、家老職をはじめ諸役人が「平日云出し難き事とも、一座切に言合さしめ」るよう命じたのである。

ところで宝暦期における福岡藩の農村は、また大きく変動しようとしていた。延享2年田方損毛7万俵余の反別下りとなり、翌春の扶持米に不足が生じることとなり、同3年の達書⁷⁴⁾によると、「近年借銀高少減シム得共、古借

之外、元利指引在之分、七、八千貫目ニ及び、」
とあり、藩財政の窮状は一向に解決していなかつた。

さらに宝暦5年5、6月は大雨のため田方は腐捨り、虫痛みが強く、8月の大風でその被害は増大したという。「七月ニ至り世上必至と指詰り、穀類高直(中略)、世間物騒、或ハ追々ぎ・強盜、或ハ所々差火ホ夥敷沙汰有之」⁷⁵⁾ という騒然たる世情となった。宝暦6、7年も旱害をうけ、同12年は田方免を返上する村数は400余村を数えたという。さらに明和3年は旱魃のため損毛夥しく、同4年7月には田方大蝗入で国中が騒動し、「子ノ大変同様と沙汰」したという。同年の年貢収納は、遠賀・鞍手・宗像・両粕屋・嘉麻・穂波・上座・下座の9郡については惣春免を命ぜられ、秋免願は却下されたが、それは前年「騒動、不風俗之故」であって、その報復措置をうけたのである。しかし翌5年もまた旱害をうけて「国中騒動」したことを記している。

以上のような災害の頻発と農村の荒廃化、さらには農民一揆のおそれなどは、農政担当の役人に強い危機感をもたらすものであったろう。継高治政の晩年、宝暦・明和期の法令を集めて一冊となし、百姓に廻達することが行なわれてくるのであり、例えば『郡方御法書』⁷⁶⁾ は「右郡方之定、貞享年中以来時々書付を以相達置けケ条数多有之、事繁々ニ付、要用之ケ条計、宝暦四戌年此一冊ニ束記相達け、」とその奥書に記しており、櫛橋又之進の外、毛利・郡・野村・浦上・大音・立花らの家老が連署押印している。また『郡方合帳』⁷⁷⁾ は明和期成立のものと考えられるが、それにまとめられた83カ条の法令は、宝暦・明和期のものだけであり、この時期に農政関係の法令を整備しようとする志向

が存したと考えられる。

以上のような継高治政の後半期は、その藩政改革の体系化をいろいろな局面で展開したのであるが、他方では農村の荒廃化にうかがわれる危機的様相もますます進行していた。

明和6年12月、継高は隠居を願出、治之が次代を担うこととなる。

- 1) 川添昭二氏編「福岡藩藩政関係文献目録」(『福岡地方史談話会会報』第9号)参照。
- 2) 秀村選三氏「福岡藩社会経済史の基礎的資料(1)」(『経済学研究』第36巻第1・2号)。
- 3) 石井紫郎氏『近世武家思想』解説515頁。
- 4) 高木昭作氏「江戸幕府の成立」(岩波講座『日本歴史』9近世1, 123~4頁)。

なお、石井・高木両氏が依拠された「黒田長政遺言」の史料批判については、拙稿「福岡藩における財政経済政策の展開(I)―長政遺書と第六代藩主継高の治政」(故正田誠一教授追悼論文集『経済学研究』第40巻第4・5・6合併号)を参照して頂きたい。

- 5) 「如水公長政公忠之公御文書載之」(三奈木黒田家文書1606号、九州大学九州文化史研究施設)
- 6) 九州文化史研究施設蔵本は前半部を欠落しているが、『古事秘録』と仮題を付しているが、その内容より『明石任風覚書』と推定されるので、旧題を採った。明石任風は明石四郎兵衛行辰のことと考えられ、継高時代裏判役として藩財政を管掌したが、享保14年知行を召放たれたことについては後述する。
- 7) 註4拙稿参照。
- 8) 『長政公御代分限帳全』について、「慶長十八年家来年寄知行高辻御尋之時以安対州申上覚」(『長政公御代御書出令条』九州史料叢書。但し千石以上の家臣のみ記載)と対比してみると、前書は61家、後者は64家であって、後者にみえて前者に出ないものは12家、前者にみえて後者に出ないものは5家であり、照合可能な52家のうち家禄高の異同があるものは24家であるが、それも大半は近似している。なお異同が生じたのは、前者が慶長7年以降のいろいろの判物を参照して作成したためと考えられ、分限帳としての史料価値を減ずるものではないと断定して、これを利用した。なお前者の後書に左記のように記されている。

福岡藩における財政経済政策の展開（Ⅱ）

考ルニ慶長ノ分限帳ト題スルモノ三、四冊アリ、悉ク不審ノ事ノミナリ、此冊ハ岸原繁直カ秘蔵スル所乞得テ写シ、又^(不明)正シキニ似タリ、凡慶長十八、九年ノ撰ナルヘシ、(後略)

- 9) 「国君御代々之御書」(三奈木黒田家文書1号)
- 10) 『黒田年譜』巻之11 (九州大学中央図書館蔵)
- 11) 『長政公御代御書出令条』
- 12) 註10に同じ。
- 13) 註9に同じ。
- 14) 長政没後、実際に勘解由に付された家臣の知行高は14,997石、官兵衛のそれは12,000石である。(秋月黒田家文書『黒田旧記』秋月郷土館蔵、『直方市史』上巻331頁)
- 15) 註9に同じ。
- 16) 福岡県文化会館蔵。
- 17) 『黒田二十五騎伝』(福岡県文化会館蔵)
- 18) 栗山大膳が第2代藩主忠之を軽んじていたことは、小出大和守・安部四郎五郎・高木筑後守宛への申開状(『黒田御用記』坤)にもうかがえるところであるが、その外「本国(筑前)三大偽書の一」(長野誠『関史筌蹄筑前郷土誌解題』下巻)であるとされている『博多細伝記』(九州大学国史学研究室蔵)にも、その間の事情をよく伝えている挿話があるので、参考迄に引用する。

忠之江府参勤渡海の節、筑前名高きあしや灘まで、俄も悪風来りて逆浪ささまじかりしか、暫くして風も止むとミゆ、手水有よと立騒かれ、衣服を改め、上下を着して、船へりニ上り目礼して、是ハ悉き仕合なり、帰国の方へ宮居建立進上申さんと申され、舌の座へ来りて、何ぞ目もハ懸らざるやと申されけるも、誰有て眼ニさへぎるものハなしと申セハ、忠之打うなづき、成程其管其方もか目もハかゝるまし、住吉明神出現なりしと申されしかハ、何様不思議なる大^(將)と感ずる事甚たなり、此事翌年帰国の以後、近習の噂大膳も伝へ聞、忠之も物をつれつれも言外ニ出されしを、大膳片腹いたし、大きもあさけり笑ひて申ハ、仮も武将など左様のきょこんハ申さざる者也、其身器慮もあらぬ心底まで、じう者をあざむき、なづけんとの謀計、誠も愚者・童を計るも似たり、御慎ミ有へしと、以の外も諫めしかハ、忠之一言の挨拶なく其座を退きたり、

また、同様な事例として、その温厚さで知られている小河内蔵允之直の忠之に対する態度を挙げうる。たとえば、上座郡福井村の百姓6人が忠之

の通行を知らずに欠礼したため立腹して牢舎を申し付け、その他足輕頭沢原孫兵衛が非礼を働いた足輕の左足を切落した為切腹を申し付けられたのに対し、小河内蔵允はその非を説いて、いずれも忠之を諫止している。忠之は小河の言に「しごらく傍を御覧有之、御答なかりし」が、結局小河内蔵允の言葉に従わざるを得なかったことを、古老の物語として伝えている(『黒田年譜』13、九州大学中央図書館蔵)

- 19) 『徳川実紀』第2篇
- 20) 「諸方之来札 忠之江^{成瀬半入殿 安藤半刀殿}御覚書一通」(三奈木黒田家文書)

三木俊秋氏「幕藩体制内に於ける藩家老の行政意識について——福岡藩家老吉田治年の場合(一)——」(神戸女学院大学『論集』第17巻第3号)

なお「^{如水公 長政公}御遺書・忠之公御書付光之公御遺書本之写一巻」(三奈木黒田家文書64号)に、無署名の「公事聞覚」が収められているが、それは^{(黒田利良) (小河常章) (井上之頼)}1番として監物・縫殿介・内記、2番として内蔵^{(小河之直) (黒田一任) (小林重則) (黒田一成)}丞・三左衛門・甚右衛門、3番として美作・半左^{(黒田利隆) (毛利友則) (那慶成) (野口一成)}衛門・左近、番外として正太夫・左介を挙げ、「右之者共一組江戸ニ可相詰ル、其外者共国ニて公事沙汰万事相談仕可申付ル、公事聞ル所ハ二・三丸ニて聞可申ル事」としており、第4表と照合するとき、大膳事件後の藩政担当者の組分けを示すものかと考えられる(同史料は『黒田御用記』坤にも収録)。

- 21) 『黒田統家譜』第一巻。
- 22) 黒田美作宛黒田甲斐守孝政書状(三奈木黒田家文書62)
- 23) 『黒田新統家譜』巻1(『福岡県史資料』第4輯参照)
- 24) 註23に同じ。以下特に断わらない限り、同資料に拠る。
- 25) 鈴木寿氏『近世知行制の研究』参照。
- 26) 『御家人先祖由来記全』(九州大学中央図書館蔵・松崎武俊氏蔵)、『増益家臣伝』(福岡県文化会館蔵)他。
- 27) 延宝4年における算用所の銀米収支に、「御家中衆、在₃共ニ借用、式和利米之利、元分₇借分也。」として利米4,329俵(元米21,647俵分)と町借方として利米1,800俵(元米6,000俵、3割利)その他「当六月₇只今迄御家中衆借用分御当用銀之内ニて取替渡ルニ付、当暮御当用銀ニ戻ル分」銀75貫400匁が計上されていて、その間の

事情をうかがわせるものがある。(「延宝四年御算用所支配銀米納申覚」三奈木黒田家文書)

- 28) たとえば、『長野日記』は、光之の死去にあたり、「惣而外様之者或ハ末々民町人ニ至込も、御恵保被成御座、賞罰正敷、御行跡込も御賢君ニ御座得と、此節御国中之諸民、御逝去を歎き、愁沈ミ申込と、親子の別込ひとし、此後ハ無中便なき心地て有之のミ也、」と深い哀悼の念を記している。
- 29) 『諫言録全』(九州大学中央図書館蔵)、『益軒全集』巻之三(国書刊行会本)他。
- 30) 益軒の五項目にわたる献策は、光之にも伝えられたのではないかと考えられる。たとえば貞享4年「頃年頼に国用不足し、今年に至ては、とかく家中の上米をとり給て、上方借用の補にもせられるべき旨、有司の評議決しけれとも、光之基うれへ給ひ、何とそ術も有へきやと、猶僉儀せしめ給ふ。」(『黒田新統家譜』7)とあって、国中の材木を上方へ売却することで上米を中止したことは、ひとつの反応と思われる。また札遣については後述する。
- 31) 『黒田家譜』(三奈木黒田家文書)他。
- 32) 『延宝紀事』(九州大学中央図書館蔵)、「從諸方来る書簡一軸」(三奈木黒田家文書)
- 33) 井上忠氏『貝原益軒』83頁。
- 34) 註32に同じ。
- 35) 註32に同じ。
- 36) 註32に同じ。
- 37) なお、この書状は小河権兵衛が蟄居中であることを慮んばかりで、鯉田村の知行主である野村道唱宛に出されており、「此旨安保道魁江も申入度存込へとも、通し不成罷在込由承込故、無是非込間、何卒罷成込ハ、貴様込此書状被達可被下込」と権兵衛への取次を依頼している。
- 38) 註32に同じ。
- 39) 小河らは延宝7年10月10日漸くにして出国を許されたが、それも江戸・京都・大坂・伏見・長崎・肥後国中の6カ所は、「御構之所」として滞在することを許さず、また「何方ニ而も奉公御構被成込也」という苛酷なものであった。
- 40) 註32に同じ。
- 41) 柴田風山の手になると伝えられている『五龍日記』には、綱之が光之の毒殺を計ったとして立花五郎左衛門が讒言したために逼塞を命ぜられたと述べているが、『五龍日記』の記事は全体に信じ

難い読物であり、ここでは立花讒言説はとらない。なお、長野誠は『五龍日記』・『箱崎釜破古』・『博多細伝記』を筑前藩三大偽書と断じている。(『関史筑前郷土誌解題』上巻)

- 42) 『長野日記』乾坤(福岡県文化会館蔵)。

なお、『長野日記』の異本として、管見の限りでは『密事記』(三奈木黒田家文書1585号)、「福府秘要録」(『福岡県史資料』第3輯)があるが、前者は元禄8年～宝永3年分を欠落し、後者は「筆者明ならず」としているけれども、『長野日記』のごく一部を抄録したものにすぎない。長野誠は『元享間雜記』を参考とすべく記しているが、筆者は未見である。

- 43) 『如水公長政公御遺書・忠之公御書付・光之公御遺書本之写一卷』(三奈木黒田家文書64号)

44) 註42に同じ。

45) 註43に同じ。

- 46) 『長野日記』によると、「惣而御逝去之日込も何かと委細之御意被仰置、慥成御事中に不及筆紙、御大家様ニ終ニ古来に不聞伝之由」と古老の話を記しているが、そのようなリゴリズムはまた「惣而御跡ニ諸品・御道具込込、一に御遺言有之」と徹底したものであった。しかし光之の死後6月12日に「御隠宅御道具不残差上込様、殿様込御意有之込ニ付、急ニ十三日込役人中持参指上ル也」と光之の折角の遺言も無視して、全て没収されたことが知られる。

- 47) 遠藤正男氏『九州経済史研究』253頁以降参照。

48) 『黒田新統家譜』(『福岡県史資料』第5輯)。

49) 「福岡藩郡役所記録」(『福岡県史資料』第4輯)。

50) 藤本隆士氏「福岡藩における流通統制」(宮本又次氏編『商品流通の史的研究』)。

51) 註42に同じ。

52) 註48に同じ。以下特に断わらない限り、同史料による。

53) 『博多津要録』第1巻。

54) 註53に同じ。

三木俊秋氏「幕藩体制内に於ける藩家老の行政意識について(二)」(神戸女学院大学『論集』第21巻2号)。

55) この新札遣仕組は、その後10月14日の幕府の命により停止された。

56) その後、正徳3年7月21日、第5代藩主宣政によって、鎌田昌生処罰に連累した者も含めて全員が籠舎を御免となり、鎌田父子は下行米を賜わ

福岡藩における財政経済政策の展開（Ⅱ）

- り、那珂郡堅粕村に在宅したという。（『長野日記』、『増益家臣伝』）
- 57) 桧垣元吉氏「福岡藩」（『物語藩史』第8巻）。
- 58) 譜代層家老の権威失墜とその無策ぶりについては、貝原益軒の批判をみよ。（註29）
- 59) 『列侯深秘録』所収。他に中村浩理氏『肥前豊州志』にも「黒田家難題記」の標題で収録されている。なお、隅田重時の失政に対する非難の内容については、註54三木氏論文参照。
- 60) この賞罰厳明策は、正徳2年遺書を認めて不退転の決意をなした吉田式部（治年）ら改革派の推進によるところが大きいと考えられる（註54三木氏論文参照）。
- 61) 『黒田新統家譜』20（『福岡県史資料』第8輯）。
- 62) 以下の敘述で特に断わらない限り、『長野日記』（註42参照）、「黒田新統家譜」（註61参照）による。
- 63) 吉田家文書（九州文化史研究施設蔵）。
- 64) 註6参照。
- 65) 『五龍日記』も、長清は高浜十兵衛・永嶋十左衛門平助の両名を登用して、その藩政宜きを得、「当家の宰臣美作を初、末之者迄長清の思慮」を恐れたと記している。
- 66) 以下継高の人事刷新の過程については、註4拙稿参照。
- 67) 『博多津要録』第1巻490頁以降。
- 68) その惨状については『長野日記』などに詳しい。
- 69) 註50に同じ。
- 70) 延享元年12月目安箱に投ぜられた存寄書（「或人差出書附之写」三奈木黒田家文書）によると、吉田六郎太夫の威光のために諸役人が「六郎太夫殿之御機之ミニ拘り、其好ニ応するを旨として、上之御為下之いたはりも苦勞ニせられぬやうニ成ル」と非難し、藩政改革が「御先代之御華麗と御当代之御質素と多くらべてハ、定而御勝手も被為直、御貯へ之御金銀も大分ニおさまりたらんニ、尚御利得之御沙汰いやましよして、歩寸ノ猶予ものがされましきと、さまさまの御手便ヲ被功ハ、やぶさかニして財ニあきたられぬかと心得ル而、何事も上之御偽として、御役人ヲ疑ひ居申ハ段、大なる間違ニハ」と、苛烈な増徴策をとっているとしている。また「御当代物毎ニ御吟味強ク、細密なる御取捌」のため百姓町人など迄御上を畏怖しており、吉田六郎太夫が「ひたすら上之御得用之御沙汰ニまじりて、其功を被急ハ故」人心が沈滞していることを論難している。同一趣旨の諫言は翌延享2年もなされていて、継高による後期の藩政改革が「民ノ利」を貪ることに急であったことを失政として批判を加えている。
- 71) 城戸文書32号（松崎武俊氏蔵）
- 72) 『吉田統家伝録』（九州文化史研究施設蔵）
- 73) 宝暦3年12月の諫言書（註70参照）によると「去夏七左衛門殿江不忠之説有之、閉門被仰付、御城内外大騒動仕ハ、又当春有井か妄言ニより、又大騒動仕ハ、是泰平之御取さバキニ而無御座ハ、（中略）胡乱なる雑言を卒爾ニ御取用ひ被成、上ニ御心遣懸奉り、大切なる御人数を被動ハ段、且ハ隣国之聞へ、京・大坂表之取沙汰、乍憚御国之御外聞御笑止ニ奉存ハ事」と、継高の吉田父子処罰が軽挙であったとしている。
- 74) 『黒田藩日記』（福岡県文化会館蔵）
- 75) 註71に同じ。
- 76) 九州文化史研究施設蔵。
- 77) 楠野家文書（九州文化史研究施設蔵）